



5 足監発第 1 5 3 7 号
令和 6 年 1 月 2 6 日

足立区議会議長 工 藤 てつや 様
足立区 長 近 藤 やよい 様
足立区選挙管理委員会 様

足立区監査委員 綿 谷 久 司
同 野 作 雅 章
同 長 沢 興 祐
同 いいくら 昭 二

令和 5 年度 定期監査（第三期）結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した
令和 5 年度定期監査（第三期）結果報告書を、同条第 9 項及び第 1 0 項並びに
足立区監査基準第 3 6 条の規定により下記のとおり提出します。

記

令和 5 年度 定期監査（第三期）結果報告書

1 監査の対象事務

主として令和 4 年度の財務に関する事務及び事業の執行等

2 監査期間

令和 5 年 1 0 月 3 0 日から令和 6 年 1 月 2 6 日まで

3 監査の対象部課及び実施日

別紙 1 「令和 5 年度 定期監査（第三期）対象・日程表」及び別紙 2 「令
和 5 年度 定期監査（第三期）旅費・手当等監査対象課一覧表」のとおり

4 監査の基本方針

地方自治法第 1 9 9 条第 3 項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、
区の行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の
合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政

運営が確保されているかについて検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

5 監査の重点項目

契約に係る事務処理が、適正に行われているかについて検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 契約事務の適正な執行について

予定価格が30万円以上の物品購入契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が主管課の部長等に委任されていないことから、契約課契約とすることになっている。

生涯学習支援課の契約事務を監査したところ、次のような契約事務の基本から外れた行為が行われていた。

予定価格を合計すると585,310円である2件のブラインドの購入契約（花畑地域学習センター及び新田地域学習センター）について、契約請求決定日、契約決定日及び契約期間は若干異なるものの、見積書徴取先、見積書徴取日、契約締結先、納品日及び検査日はすべて同一であることから、1件の契約として契約課へ契約請求すべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていた。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されないことがないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈生涯学習支援課〉

イ 足立区長附属機関構成員の費用弁償について

附属機関構成員の費用弁償については、「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」により、特別区の存する区域に居住地および勤務地を有する者以外の者に支給することとされている。

附属機関の構成員に対する費用弁償について監査したところ、住区推進課が設置した「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会」及び障がい福祉課が設置した「障がい福祉関連計画策定等委託事業者選定委員会」において、規定に基づいて支給すべき者に対する費用弁償がなされていないかった。

今後このような事務の執行が繰り返されないことがないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈住区推進課、障がい福祉課〉

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を口頭により指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂正し、返還又は追加支出のあったことを確認した。

ア 財務関係

(ア) 事案決定関係

- a 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈地域調整課〉

(根拠) 足立区事案決定規程第3条

(イ) 調定関係

- a 国または都から交付される補助金の交付決定通知を受けたにもかかわらず、直ちに調定を行っていないもの

〈個人番号カード交付・普及推進担当課、住区推進課、郷土博物館、スポーツ振興課〉

(根拠) 足立区会計事務規則第30条

金銭会計事務の手引

(ウ) 契約関係

- a 主管課に契約の事務処理権限を委任されていない団体等との委託契約について、契約課に契約請求せず、主管課で契約しているもの

〈西部福祉課〉

(根拠) 足立区契約事務規則第3条第2項

- b 委託契約において、仕様書で区への提出を定めている「登録車両の全て又は本委託に係る全車両の形状・登録番号の一覧表」を提出させていないもの

〈戸籍住民課、スポーツ振興課〉

(根拠) 契約約款(委託)第1条、委託契約仕様書

- c 指定管理者との管理運営に関する基本協定書において、区への提出を定めている「情報セキュリティ対策実施状況検査報告書」を提出させていないもの

〈住区推進課〉

(根拠) 足立区学童保育室の管理運営に関する基本協定書

(エ) 物品関係

- a 備品登録すべき物品を備品登録していないもの

- (a) 更新に伴い購入した新機器

〈地域文化課〉

- (b) 新規購入した物品

〈スポーツ振興課〉

- (c) 取替工事により設置した新機器

〈福祉管理課、障がい福祉課〉

(根拠) 足立区物品管理規則第14条、第24条

(オ) その他

- a 郵券を追加購入しているが、使用見込みが不十分だったため、大量に翌年度へ繰り越しているもの

〈中部第二福祉課〉

(根拠) 足立区予算事務規則第2条

- b 個人が識別される可能性がある文書等は裏面利用してはいけないにもかかわらず、裏面利用しているもの

〈千住福祉課〉

(根拠) 文書事務ハンドブック

イ 旅費関係

- (ア) 運賃を誤って旅費を支給しているもの

〈地域調整課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

(イ) 特別な理由なく、最も経済的な通常の経路以外の経路で旅費を支給しているもの

〈障がい福祉課、介護保険課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条
旅費事務の手引

(ウ) 通勤にバスを利用し、定期券で通勤手当の認定を受けている者に、定期券利用可能区間の旅費を支出しているもの

〈国民健康保険課、地域調整課、介護保険課、東部福祉課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条
旅費事務の手引

(エ) 出張命令により旅行しているにもかかわらず、旅費を支給していないもの

〈地域調整課、地域文化課、北部福祉課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

(オ) 電車利用の場合、梅島駅から西新井駅間(0.8km)のみの旅費は支給できないにもかかわらず、支給しているもの

〈地域包括ケア推進課、北部福祉課〉

(根拠) 旅費事務の手引

(カ) 週休日に勤務した際、通勤経路部分の旅費を支給しているもの

〈地域調整課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条
旅費事務の手引

(キ) IC運賃により旅費を支給すべきところ、切符を利用した料金で支給しているもの

〈地域包括ケア推進課〉

(根拠) 25足総人発第4037号通知

(ク) 通勤にバスを利用し、IC運賃で認定を受けている者が、出張で通勤経路上のバスを利用する場合、通勤と合わせて1日2回以内の利用についてはバス代を旅費として支給できないにもかかわらず、支給しているもの

〈介護保険課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
旅費事務の手引

(ケ) その他、旅行命令簿の旅行経路の誤入力等により、旅費を正しく支給していないもの

〈地域文化課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

ウ 超過勤務手当等関係

(ア) 休憩時間を超過勤務時間に含めて、超過勤務手当を支給しているもの

〈地域調整課、障がい福祉課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(イ) 超過勤務を行ったにもかかわらず、超過勤務手当を支給していないもの

〈介護保険課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(ウ) 超過勤務時間の誤入力により、超過勤務手当を正しく支給していないもの

〈地域文化課、障がい福祉課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

7 監査委員意見

(1) 指定管理者の収支余剰の取扱い等について

平成15年度の地方自治法改正において、管理運営経費の節減、管理運営の効率化、民間事業者のノウハウ等を活かした住民サービスの向上を目的として、公の施設の指定管理者制度が創設された。これを受けて区は、平成17年度から地域学習センターの管理運営に本制度を順次導入した。

制度導入から約20年が経過し、現在、区が指定管理者制度の運用改善に向けた取り組みを進めていることを踏まえ、指定管理者制度が導入されている生涯学習支援課所管の生涯学習センター及び13の地域学習センター(以下、「地域学習センター等」という。)について、特に令和3年度及び4年度の収支の状況にフォーカスして監査を実施した。

ア 地域学習センター等の収支余剰の状況

指定管理者の収支状況を測る指標として収支余剰率がある。収支余剰は、指定管理者の指定管理料等の実収入総額から実支出総額(人件費、事業費・

事務費、及び本社経費)を控除した余剰利益であり、収支余剰率は、実収入総額に対する収支余剰の比率である。いわば、当該施設の管理運営に係る営業利益率に相当するものである。

令和3年度及び4年度の地域学習センター等14施設の収支余剰率を確認したところ、マイナスから25%を超えるものまで、施設によって大きなばらつきがあった。多くの施設では5%未満であったが、令和3年度に現協定を開始した9施設のうち、5施設の収支余剰率は両年度にわたって13%を超え、中には25%を超えるものもあるなど多額の収支余剰を計上していた。

日本取引所グループの調査レポートのデータから推計すると、2022年度決算の金融業を除く上場企業の営業利益率は、全産業3,460社で6.3%、非製造業2,051社で5.4%、サービス業467社で4.6%である。

指定管理者の収支余剰率は、事業全体の共通間接コストを含んでいない当該施設に係る利益率であり、上場企業の営業利益率の状況と単純には比較できないが、上述の5施設については、公の施設の管理業務から得られる収支余剰としては過大なものとなっていると考えられる。

区は、令和3年度の基本協定締結から副責任者等2名、社会教育担当者1人工の増員等を理由に、指定管理者選定における指定管理料提案限度価格を概ね5割引き上げているが、これら5施設については、結果として指定管理料の積算が過大なものとなっていたと考えられる。

イ 制度・運用の見直しの方向性

以上のような収支余剰の状況を踏まえ、指定管理者制度の運用に関し、以下のような見直しが必要であると考えられる。

(ア) 収支余剰の取扱いについて

現在の地域学習センター等に係る指定管理制度の運用においては、光熱水費等の実費精算は行われるものの、多額の収支余剰が発生している場合でも指定管理料の精算は行われていない。

他自治体においては、年度協定書に定めた一定の収支余剰率を超えた場合、超過分の2分の1程度を区に還元することとしている事例もある。

収支余剰の取扱いについては、指定管理の担い手である民間事業者の適正利益の確保と、公のコスト負担の軽減の両立の視点に立って、多額の収支余剰が発生した場合の取扱い方法をあらかじめ定めておくことが、指定管理者制度の趣旨にかなうものと考えられる。

(イ) 適正な収支分析の実施と本社経費の取扱い

指定管理制度においては、指定管理者から年度収支計画及び収支実績報告が毎年度提出されている。正確な収支余剰の把握のためには、収支分析の適正な実施が極めて重要である。

地域学習センター等の実支出総額の構成は、実支出総額の概ね60%から70%を占めている人件費のほか、事業費・事務費及び本社経費となっている。特に人件費については、収支計画と実績との差異、人員配置の適正性、実単価と指定管理料積算単価との比較やその妥当性等の検討が必要である。

また、本社経費は、指定管理者の裁量で施設に係る経費として配賦されるものであり、配賦方法の妥当性の検証が不可欠である。地域学習センター等について、実支出総額に占める本社経費の比率を調べたところ、1.0%から9.6%までとなっており、大きなばらつきがある。本社経費の多寡は収支余剰に大きな影響を与えることから、本社経費への配賦比率に上限を設定する等、何らかの取り決めが必要と考えられる。

(ウ) 評価委員会による評価に基づく指定管理料の柔軟な見直し

区の指定管理者ガイドラインでは、モニタリングの基本的考え方として、「指定管理者に支払っている指定管理料が妥当かどうか」等を確認し、指導・監督することとされている。しかし、現在、指定管理料は原則として指定管理期間5年間は固定とされており、指導・監督の有効性には疑問が生じる。また、現行の評価委員会の業務評価シートにおいては、「適切な財務運営・財産管理」項目において、収入額、収支額が記載されているのみであり、収支分析結果や、これに基づく指定管理料の妥当性に関する評価が記載されておらず、収支面の検証・評価が不十分となっている。

事前に適正な指定管理料を積算することが事実上難しい現状を踏まえると、適正な収支分析・検証に基づき、多額の収支余剰が発生している場合や、例えば人件費等の高騰など事業を取り巻く経済環境等の大きな変化が生じている場合には、評価委員会の評価結果に基づき、指定管理料を年度協定書により柔軟に変更できるような運用も必要であると思われる。

なお、今後の制度・運用変更の実施に向けては、指定管理者の予測可能性確保の観点から、指定管理者募集時点、基本協定書、年度協定書の締結の各過程を通じて、指定管理者との丁寧な協議及び合意が不可欠である。

以上

令和5年度 定期監査（第三期）対象・日程表

1 委員監査

月 日	曜日	部 局 名	監 査 対 象	監査会場
10月30日	月	区民部	① 国民健康保険課 ② 高齢医療・年金課	監査室
11月6日	月		① 納税課 ② 特別収納対策課	
11月7日	火		① 戸籍住民課/個人番号カード交付・普及推進担当課 ② 課税課	
11月8日	水	地域のちから推進部	① 【区民事務所集合監査】 佐野・保塚・花畑・竹の塚区民事務所 ② 地域調整課/絆づくり担当課	
11月16日	木		① 多様性社会推進課 ② 地域文化課	
11月17日	金		① 生涯学習支援課/3分野連携担当課 ② スポーツ振興課	
11月22日	水		① 中央図書館	現 地
11月30日	木	地域のちから推進部	① 住区推進課	監査室
		福祉部	② 地域包括ケア推進課	
12月1日	金	福祉部	① 暮らしとしごとの相談センター ② 介護保険課	監査室
12月4日	月		① 高齢福祉課 ② 親子支援課	
12月5日	火		① 障がい福祉センター	現 地
12月6日	水		① 【足立福祉事務所集合監査】 生活保護指導課/高齢援護担当課/障がい者 支援担当課/中部第一福祉課/中部第二福祉 課/千住福祉課/東部福祉課/西部福祉課/ 北部福祉課/特命担当課	
			① 障がい福祉課/障がい援護担当課/特命担当課 ② 福祉管理課/生活・暮らし臨時給付金担当課	
12月8日	金			監査室

【部長監査】

※ 会計管理室及び選挙管理委員会事務局に対する委員監査は、部長監査と同時に実施しました。

月 日	曜日	監 査 対 象	監査会場
12月19日	火	① 区民部 ② 会計管理室	監査室
12月21日	木	① 選挙管理委員会事務局 ② 地域のちから推進部	
12月22日	金	① 福祉部	

2 事務監査

月 日	曜日	部 局 名	課 名・事業所名	監査会場
10月30日	月	区民部	個人番号カード交付・普及推進担当課	現 地
		地域のちから推進部	郷土博物館	
11月2日	木	区民部	戸籍住民課	1202 会議室
11月6日	月		国民健康保険課	1203 会議室
11月7日	火		納税課 特別収納対策課	
11月10日	金		高齢医療・年金課 課税課	1204 会議室
11月13日	月	地域のちから推進部	佐野区民事務所 保塚区民事務所	現 地
		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	1204 会議室
11月14日	火	地域のちから推進部	花畑区民事務所 竹の塚区民事務所	現 地
		会計管理室	会計管理室	1203 会議室
11月16日	木	地域のちから推進部	地域文化課	1204 会議室
			多様性社会推進課	現 地
11月17日	金		地域調整課/ 絆づくり担当課	1001 会議室
11月20日	月		住区推進課	1202 会議室
11月29日	水		生涯学習支援課/ 3 分野連携担当課	1001 会議室
			鹿浜いきいき館	現 地
11月30日	木		スポーツ振興課	1201 会議室
		中央図書館	現 地	
12月1日	金	福祉部	地域包括ケア推進課	1001 会議室
			障がい福祉センター	現 地
12月4日	月		高齢福祉課/ 高齢援護担当課	1001 会議室
12月5日	火		介護保険課	
12月7日	木		福祉管理課/ 生活・暮らし臨時給付金担当課	1203 会議室
12月8日	金		障がい福祉課/ 障がい援護担当課/ 特命担当課	
12月11日	月		親子支援課	1204 会議室
12月12日	火		生活保護指導課/ 障がい者支援担当課/ 特命担当課	現 地
			くらしと仕事の相談センター	
12月14日	木		中部第一福祉課	
			中部第二福祉課	
12月15日	金		東部福祉課 障がい福祉課東部援護係/ 東部援護調整担当係	
			北部福祉課 障がい福祉課北部援護係/ 北部援護調整担当係	
12月18日	月		西部福祉課 障がい福祉課西部援護係/ 西部援護調整担当係	
12月19日	火	千住福祉課 障がい福祉課千住援護係/ 千住援護調整担当係		
12月21日	木			

令和5年度 定期監査（第三期）旅費・手当等監査対象課一覧表

部 局 名	対象課名・事業所名
区民部	特別収納対策課
	国民健康保険課
	高齢医療・年金課
地域のちから推進部	地域調整課
	区民事務所（※） 佐野・保塚・花畑・竹の塚
	多様性社会推進課（※）
	地域文化課
	生涯学習支援課
	3分野連携担当課
	スポーツ振興課
	郷土博物館（※）
	絆づくり担当課
福祉部	福祉管理課
	親子支援課
	高齢福祉課／高齢援護担当課
	地域包括ケア推進課
	介護保険課
	障がい福祉課（各援護係、各援護調整担当係長を含む）／障がい援護担当課／障がい者支援担当課
	中部第一福祉課（※）
	東部福祉課（※）
	北部福祉課（※）
会計管理室	会計管理室
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局